



2018年12月10日

各位

会社名 株式会社 イグニス  
 代表者名 代表取締役社長 銭 銀  
 (コード番号：3689 東証マザーズ)  
 問合せ先 執行役員 CFO 松本 智仁  
 (TEL. 03-6408-6820)

### 第三者割当による新株式及び 行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2018年12月10日付の取締役会決議により、第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）及び行使価額修正条項付第18回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。本資金調達には、当社の代表取締役社長が共同で保有する資産管理会社及び当社取締役の一人に対する本株式及び本新株予約権の割当てであり、実質的には全て当社の経営陣及びその関係者に対する第三者割当となっております。そして、本株式の発行価額については取締役会決議の前営業日における終値を、本新株予約権の行使価額については行使請求の効力発生日の直前取引日における終値を採用しており、いずれもディスカウントを設定しておりません。そのため、本資金調達により、より一層の当社グループの企業価値の向上を期待できると判断し、発行に係る決議をいたしました。詳細については下記のとおりとなります。

## 記

## 1. 募集の概要

## ①本株式

(1)	払 込 期 日	2018年12月26日
(2)	発 行 新 株 式 数	673,200株
(3)	発 行 価 額	1株当たり1,411円 (本株式の払込総額949,885,200円)
(4)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	943,885,200円(注)
(5)	募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、以下に記載する者（以下、個別に又は総称して「割当予定先(株式)」といいます。）に以下に記載する株数を割り当てます。 株式会社 QK 354,300株 株式会社 SK 269,300株 佐藤裕介氏 49,600株
(6)	そ の 他	当社は、割当予定先(株式)との間でそれぞれ、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本株式に係る第三者割当契約（以下、個別に又は総称して「本第三者割当契約(株式)」といいます。）を締結する予定です。

(注) 資金調達の額は、本株式に係る払込金額の総額から、本株式に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

②本新株予約権

(1)	割 当 日	2018年12月26日
(2)	新 株 予 約 権 数	2,126 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権1個当たり25円 (本新株予約権の払込総額53,150円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：212,600株(本新株予約権1個当たり100株) 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は988円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は212,600株です。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	298,031,750円(注)
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,411円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 予 定 先 )	第三者割当の方法により、株式会社SY(以下「割当予定先(新株予約権)」といい、割当予定先(株式)と総称して「割当予定先」といいます。)に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	そ の 他	当社は、割当予定先(新株予約権)との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権に関する第三者割当契約(以下「本第三者割当契約(新株予約権)」といいます。)を締結する予定です。本第三者割当契約(新株予約権)において、割当予定先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された20取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨、及び行使許可がなされた場合には当該行使許可の対象となる本新株予約権につき行使を行わなければならない旨が定められます。 割当予定先(新株予約権)は、本第三者割当契約(新株予約権)の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達のための主な目的

当社グループの主要な事業領域であるスマートフォン向けアプリ市場は、スマートフォンの普及等を背景に引き続き拡大し、2021年の市場規模は6兆3,000億ドルに達する見込みであります(注1)。また、世界におけるVR(仮想現実)/AR(拡張現実)のハードウェア、ソフトウェア及び関連するサービスに対する支出額は2017年に140億ドル(1.5兆円)、2018年には270億ドル(2.9兆円)、そして2022年には2,087億ドル(22.9兆円)に達するという市場予測があり、2017年から2022年までの年間平均成長率は71.6%と高い成長が見込まれております(注2)。

このような経営環境の下、当社は中長期的な成長ジャンルとして、VR事業等の新規事業へ積極的な投資を行っております(注3)。VR事業においては、特にエンターテインメント分野に注力しており、「ライブプラットフォームの運営」と「IP(タレント等)発掘・育成・プロデュース等」の二軸展開を進めております。この二軸で展開していくということがVRエンターテインメント分野を推進していく中で大きな差別化になるものと考えております。

「ライブプラットフォームの運営」については、VRを通じた新しい音楽体験を創出するためにVirtual Live Platform「INSPIX」(以下「INSPIX」)の開発を進めVR-HMD(VR-Head Mounted Display 頭部装着ディスプレイ)の普及率に左右されず、あらゆるシーンでライブ体験が可能な仕組みを提供してまいります。具体的には、フェーズ1として既存動画サイトへの配信によるライブ体験、フェーズ2として大規模なシアターでのライブビューイング体験、そしてフェーズ3としてVR-HMDを使用し自宅からライブへの参加を可能にしております。現時点でフェーズ2の段階まで開発を完了いたしました。「IP(タレント等)の発掘・育成・プロデュース等」については、当社の子会社のパルス株式会社単独又は外部パートナーと組み、ヴァーチャルタレントのみならず、リアルなタレントの創出・プロデュースに力を入れております。当社の子会社のパルス株式会社は岩本町芸能社とのVRアイドルユニット『えのぐ』における協業を通じ、アイドルプロデュースのノウハウを蓄積し、今後のタレント発掘・育成・プロデュースを行っていく上で強い競争力を身につけたと確信しております。

2019年9月期以降の展望としては、「INSPIX」をフェーズ3まで完了させるために、引き続き積極的に開発を進めることと、自社IPのファン数拡大、大型他社IPとの協業開始を視野に事業を推進してまいります。当社グループは、このようなVR技術を活用したライブ展開により新たな音楽マーケットが確立され、今後数年で大きく飛躍するものと考え、自信を持って事業に取り組んでおります。この分野に注力することが、中長期的に当社グループの業績向上に資するものと考えております。

このように、当社は、さらなる成長を目的としてVR事業の早期収益化・事業拡大を実現するために、主に社内外における開発・運営のための人件費・採用費といった人的投資や設備投資等が必要であると考えており、2018年3月には第14回乃至第16回新株予約権の発行もいたしました。

しかしながら、第14回乃至第16回新株予約権の行使が当初想定していたように進まず、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途 (2018年3月5日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況)」に記載のとおり、現在までの充当額は206百万円と資金調達の進捗が芳しくないため、Virtual Live Platform「INSPIX」を含むVR事業における中長期の事業成長を見据えたサービス開発・運営を行っていくために、追加の資金調達が必要と判断し、本株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

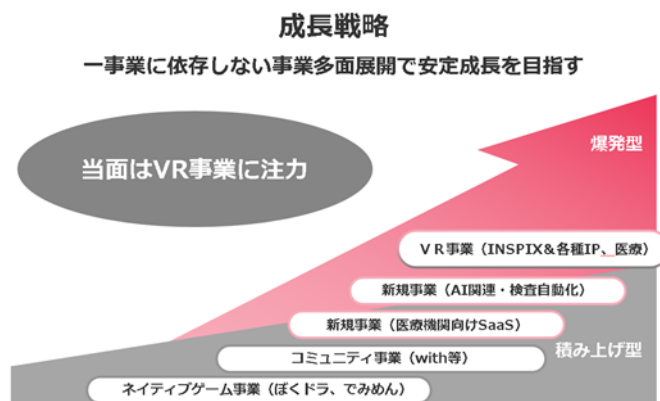
なお、本株式の割当予定先の一つである株式会社SKは下記「6. 割当予定先の選定理由等 (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」で後述するとおり、本書の日付時点では払込みに要する金銭を保有しておらず、払込期日までに当該払込みに要する金銭を調達する予定であり、当該資金調達がなされなかった場合には、株式会社SKに割り当てられる予定の本株式の一部は失権する可能性があります。また、本株式に加えて、本新株予約権を発行する理由は、当面の資金を本株式による調達予定額で充当しつつ、以降も継続的に投資を実行することにあります。割当予定先(新株予約権)については本新株予約権の行使に必要な払込資金の調達状況を考慮し、当該資金調達の進捗に応じて本新株予約権が行使されることを企図しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が、当該資金調達を進捗によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性があります。

そのため、株式会社SKに割り当てられる本株式の一部が失権した場合及び割当予定先（新株予約権）により本新株予約権の行使がなされなかった場合には、本件による資金調達額は約6億円となることを見込まれますが、この場合はVR事業への資金の充当を抑制する可能性があります。

- (注) 1. 出典：App Annie  
2. 出典：インターナショナルデータコーポレーションジャパン株式会社（東京・千代田区）  
3. 当社の成長戦略の概要図となります。（当社「2018年9月期決算説明資料」より抜粋）



## (2) 本新株予約権の商品性

今般の資金調達は、各割当予定先（株式）に対して本株式を第三者割当ての方法により割り当てるとともに、当社が割当予定先（新株予約権）に対し、行使可能期間を1年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別紙2の発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割り当て、割当予定先（新株予約権）による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は、割当予定先（株式）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本第三者割当契約（株式）を締結し、割当予定先（新株予約権）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約（新株予約権）を締結いたします。本第三者割当契約（株式）には特殊な条項は含まれておりませんが、本第三者割当契約（新株予約権）には、下記の内容が含まれております。

割当予定先（新株予約権）は、現状、本新株予約権の行使に係る資金を有しておりません。したがって、本第三者割当契約（新株予約権）においては、割当予定先（新株予約権）が、行使請求期間内に全ての本新株予約権を行使するために必要な資金（以下「行使必要資金」といいます。）を調達するため、最大限の努力を行う旨が規定されています。また、割当予定先（新株予約権）は、行使必要資金の調達に関し、以下の金額に達した場合には、当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を交付します。

- (i) 初回の交付に関しては累計で1億円以上の資金を調達した場合
- (ii) 2回目以降の交付に関しては、前回交付時点以降に1億円以上の資金を調達した場合

上記行使許可申請書においては、割当予定先（新株予約権）が行使の許可を希望する本新株予約権の行使に充当する金額を記載しますが、割当予定先（新株予約権）は、当該時点までに割当予定先（新株予約権）が調達した資金の全額を、本新株予約権の行使に充当する金額として記載します。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

かかる行使許可申請書が提出された場合、当社は、本新株予約権の行使を許可するかどうかをその裁量に従って決定し、当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により許可した場合に限り、割当予定先（新株予約権）は、行使許可書に示された最長20取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された本新株予約権の行使に充当する金額の範囲内でのみ本新株予約権を行使することができ、また、行使をしなければなりません。また、割当予定先（新株予約権）は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。行使許可の停止に関しては、当社の判断で当該行使許可の停止を解除することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、本新株予約権に係る当該行使許可を停止する旨又は取り消す旨を割当予定先（新株予約権）に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当予定先（新株予約権）は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができるすべての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

### （3）本資金調達（本株式と本新株予約権の発行）を選択した理由

当社は、本エクイティ・ファイナンスを実施するにあたり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。その結果、上記「（2）本新株予約権の商品性」及び以下に記載した本新株予約権の特徴を勘案し、本株式と本新株予約権を組み合わせ、本株式の発行により発行時に一定程度のまとまった資金の調達をしつつ、本新株予約権により発行後の資金調達額や時期をある程度コントロールすることが、既存株主の利益に十分配慮しながら資金調達を行いたいという当社のニーズを充足し得る、最良の資金調達方法であると判断いたしました。

#### 《本資金調達の特徴》

##### ① 発行時に一定の資金調達が可能

本株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となります。

##### ② ディスカウントがなされていないこと

通常、株式の発行を伴う資金調達を行う場合、基準となる株価から一定のディスカウントを伴って株式が発行されます。しかし、今般の資金調達においては、本株式は発行決議日前営業日終値の100%の価額で発行されますし、本新株予約権の行使価額は、行使が行われる日の前営業日終値の100%となり、一般的な資金調達と異なり、ディスカウントがありません。

##### ③ 最大希薄化が固定されていること

本株式の数（673,200株）に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数（最大212,600株）を合算した総株式数は885,800株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、885,800株は、発行決議日における発行済株式数対比6.48%となります。

##### ④ 希薄化のコントロール

当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ⑤ 株価上昇によるメリットが享受できること  
行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。
- ⑥ 資金調達の柔軟性  
当社取締役会の決議により、本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切り替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されています。
- ⑦ 譲渡制限  
割当予定先（新株予約権）は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

なお、本資金調達には下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

#### 《本資金調達のデメリット》

- ① 本株式の発行に関しては、1株当たり利益の希薄化が一時に起こるの避けられないこと。
- ② 株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 割当予定先（新株予約権）が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。
- ④ 割当予定先（新株予約権）は、現時点において、本新株予約権の行使に係る資金を保有していないため、今後、かかる資金の調達ができなければ、本新株予約権が行使されないこと。
- ⑤ 本新株予約権については、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。
- ⑥ 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することに限界があります。

なお、本資金調達を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本資金調達のスキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

#### 《他の資金調達方法との比較》

- ① 公募増資との比較  
公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についてもその全部について即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。
- ② 株主割当増資との比較  
株主割当増資では希薄化に対する懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。
- ③ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（CB）との比較  
第三者割当型CBは、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のCBでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBでは、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されます。
- ④ その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑤ ライツ・オファリングとの比較

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、上記株主割当増資と同様に、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

⑥ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1, 249, 916, 950	8, 000, 000	1, 241, 916, 950

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式の発行価額の総額に本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払込むべき金額(当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定しております。)の合計額を合算した金額です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額が増加又は減少する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料等)の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1, 241, 916, 950 円につきましては、VR 事業の開発・運営のための人材採用等に係る人件費、専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資に充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①VR 事業の開発・運営のための人材採用等に係る人件費	1, 091	2018 年 12 月～2021 年 3 月
②専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資	150	

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、②に優先的に充当したうえで、借入れ等の方法により対応する予定です。

当社は、VR 事業の事業拡大を図るため、エンジニア等の人材を国内・海外において積極的に

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

採用していきます。また、「IP（タレント等）の発掘・育成・プロデュース等」を推進するための専用スタジオ建設等によりコンテンツ拡充のための投資を実施していきます。これらの資金として総額1,241百万円を充当する予定であり、内訳としては①VR事業の開発・運営のための人材採用等に係る人件費に1,091百万円、②専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資に150百万円を想定しております。

以下に記載のとおり、第14回乃至第16回新株予約権の行使が当初想定していたように進まず、資金調達の進捗が芳しくなかったため、当該調達資金を充当する予定としておりました下記「(2018年3月5日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況)」記載の「①Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等」の一部を本資金調達により調達する資金の使途としております。なお、Virtual Live Platform「INSPIX」はVR事業の一部となっております。本資金調達により調達する金額によって第14回乃至第16回新株予約権の行使によって見込んでいた調達額を全て賄えるわけではありませんが、当面必要な資金に充てるために上記の充当金額を設定しております。

#### ①VR事業の開発・運営のための人材採用等に係る人件費

当社は、引き続き、VR事業を「ライブプラットフォームの運営」と「IP（タレント等）発掘・育成・プロデュース等」の二軸展開を進めてまいります。開発を推進し、早期の事業拡大を図るためには、エンジニア等の人材を採用することが必要であり、そのための資金として1,091百万円を充当する予定です。

#### ②専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資

①と同様に早期の事業拡大を図るためには、コンテンツの拡充が必要であると考えております。そのために、専用スタジオの建設等の投資が必要であり、150百万円を充当する予定です。

#### (2018年3月5日に提出した有価証券届出書により調達した資金の充当状況)

当社が、2018年3月5日開催の取締役会にて決議した第14回乃至第16回新株予約権の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
①Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等	5,242	206	2018年3月～ 2021年3月
②コミュニティ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費	2,000	0	

第14回乃至第16回新株予約権による調達資金を、当初の資金使途である「①Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等」に2018年11月までに206百万円を充当しております。その結果、「INSPIX」を活用したライブの実施等を実現することができました。しかしながら、第14回乃至第16回新株予約権の行使状況は芳しくなく、「INSPIX」を含むVR事業への投資を継続するためには、本株式及び本新株予約権による資金調達が必要だと判断いたしました。なお、残存する第14回乃至第16回新株予約権により調達する資金については、引き続き「INSPIX」開発・運営のための人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等及びコミュニティ事業に係る

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



ユーザー集客のための広告宣伝費に充当することで、各事業のさらなる成長が見込めると考えております。但し、本資金調達により十分な資金調達を行うことができた場合には、割当予定先（新株予約権）が本新株予約権の行使により当社の普通株式を保有する方が当社にとって望ましいため、第14回新株予約権の割当先による第14回新株予約権の行使を停止させ、又は当社が残存する第14回新株予約権の全部若しくは一部を当該割当先から取得した上でこれを消却する可能性があります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、事業規模拡大に向けた投資を図ることができることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠

###### ① 本株式

本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（2018年12月7日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値である1,411円としました。

取締役会決議の前営業日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましても、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠しているものと考え、各割当予定先（株式）とも十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2018年12月7日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,437円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して1.81%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,395円に対して1.15%のプレミアム、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,450円に対して2.69%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社監査等委員会から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で取締役会決議の前営業日における終値を基準として各割当予定先（株式）と交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、各割当予定先（株式）に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

###### ② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先（新株予約権）との間で締結する予定の本第三者割当契約（新株予約権）に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先（新株予約権）との間で締結する予定の本第三者割当契約（新株予約権）に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

無リスク利率等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先（新株予約権）の権利行使行動に関する一定の前提条件（割当予定先（新株予約権）による資金調達及び権利行使許可申請が一樣に発生すること、割当予定先（新株予約権）からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、当社による行使許可を受けて割当予定先（新株予約権）が速やかに権利行使を実施すること、当社の意思決定による本新株予約権の取得が行われないこと等を含みます。）を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（25円）を参考に、割当予定先（新株予約権）との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の25円とし、本新株予約権の行使価額は当初、2018年12月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先（新株予約権）に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をj得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の数（673,200株）に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数（最大212,600株）を合算した総株式数は885,800株（総議決権数8,858個）であり、2018年9月30日現在の総議決権数136,310個（発行済株式数13,676,400株）に対して最大6.50%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本資金調達において、①本株式の数（673,200株）に本新株予約権の目的である当社普通株式の総数（212,600株）を合算した総株式数（885,800株）に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は88,165株であり、一定の流動性を有していること、②各割当予定先からは、原則として中長期保有の方針である旨を確認しており、本株式の数（673,200株）に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数（最大212,600株）を合算した総株式数885,800株については株式市場に即座に売却される可能性が低いこと、③本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ④当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先の概要（2018年12月10日現在）

#### ①本株式

① 名 称	株式会社 QK
② 所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号恵比寿ビジネスタワー17階
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 錢 鋳
④ 事業内容	資産管理及び投資
⑤ 資本金	1万円
⑥ 設立年月日	2018年10月15日
⑦ 発行済株式数	1,000株
⑧ 決算期	9月30日
⑨ 従業員数	正社員：0名、パートアルバイト：0名 計0名
⑩ 主要取引先	資産管理会社のため該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑪	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
⑫	大株主及び 持株比率	銭  銀	51.00%
		株式会社ヴィエリス (※)	49.00%
⑬	当事会社間の関係	資  本  関  係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0株（2018年9月30日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株 当社は当該会社より短期的な事業資金の借入を行っております。
		人  的  関  係	当社代表取締役社長である銭銀氏が当該会社の筆頭株主です。
		取  引  関  係	該当事項はありません。
		関  連  当  事  者 への該当状況	該当事項はありません。

(※) 株式会社ヴィエリスは、全身脱毛サロン「KIREIMO / キレイモ」を運営しております。当社との間で特筆すべき関係はありません。

①	名  称	株式会社SK	
②	所  在  地	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号恵比寿ビジネスタワー17階	
③	代表者の役職・ 氏  名	代表取締役 銭  銀	
④	事  業  内  容	資産管理及び投資	
⑤	資  本  金	1万円	
⑥	設  立  年  月  日	2018年10月15日	
⑦	発  行  済  株  式  数	1,000株	
⑧	決  算  期	9月30日	
⑨	従  業  員  数	正社員：0名、パートアルバイト：0名 計0名	
⑩	主  要  取  引  先	資産管理会社のため該当事項はありません。	
⑪	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
⑫	大株主及び 持株比率	銭  銀	87.10%
		株式会社P S Y (※)	12.90%
⑬	当事会社間の関係	資  本  関  係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0株（2018年9月30日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
		人  的  関  係	当社代表取締役社長である銭銀氏が当該会社の筆頭株主です。
		取  引  関  係	該当事項はありません。
		関  連  当  事  者 への該当状況	該当事項はありません。

(※) 株式会社P S Yは、インターネットコンテンツ、各種アプリケーションの企画、制作、販売を行っております。当社との間で特筆すべき関係はありません。

(注) 当社は、当社の代表取締役社長である銭銀氏から、株式会社QK及び株式会社SKは同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、株式会社QK及び株式会社SKが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。さらに、株式会社東京エス・アール・シー（東京都渋谷区、代表取締役：中村 勝彦）から、株式会社QK及び株式会社SK並びにその役員及び主要株主による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

告書を受領しております。以上に基づき、株式会社 QK 及び株式会社 SK 並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

①	氏名	佐藤 裕介	
②	住所	東京都港区	
③	職業の内容	株式会社イグニス 取締役	
④	当社との関係等	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 128,000 株（2018 年 9 月 30 日現在）
		人的関係	佐藤裕介氏は、当社の取締役であります。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	佐藤裕介氏は、当社の関連当事者に該当いたしません。

(注) 株式会社東京エス・アール・シー（東京都渋谷区、代表取締役：中村 勝彦）から、佐藤 裕介氏による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、同氏が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## ②本新株予約権

①	名称	株式会社 SY	
②	所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号恵比寿ビジネスタワー17 階	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 錢 鋳	
④	事業内容	資産管理及び投資	
⑤	資本金	1 万円	
⑥	設立年月日	2018 年 11 月 2 日	
⑦	発行済株式数	1,000 株	
⑧	決算期	9 月 30 日	
⑨	従業員数	0 人（2018 年 9 月 30 日現在）	
⑩	主要取引先	投資家及び発行体	
⑪	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
⑫	大株主及び持株比率	錢 鋳	51.00%
		株式会社 Y&N Brothers (※)	49.00%
⑬	当事会社間の関係	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：0 株（2018 年 9 月 30 日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株
		人的関係	当社代表取締役社長である錢鋳氏が当該会社の筆頭株主です。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(※) 株式会社 Y&N Brothers は映像ソフト、音楽ソフト、コマーシャル、映画及び舞台の企画、製作等を行っております。当社との間で広告業務に関する取引関係がありますが、その他には特筆すべき関係はありません。

(注) 当社は、当社の代表取締役社長である錢鋳氏から、株式会社 SY は同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同社が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、株式会社 SY が反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。さらに、株式会社東京エス・アール・シー（東京都渋谷区、代表取締役：中村 勝彦）から、株式会社 SY 並びにその役員及び主要株主による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。以上に基づき、株式会

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

社 SY 並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

### ①本株式

株式会社QK及び株式会社SKは、本資金調達のために設立した、当社の代表取締役社長である錢 銀氏の資産管理会社であります。錢 銀氏及び佐藤裕介氏は、当社の代表取締役社長及び取締役であり、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは、今後も同氏らによる中長期的な経営支援・事業支援が期待でき、同氏らによる経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えております。錢 銀氏個人ではなく、錢 銀氏の各資産管理会社に対して割当てを行う理由は、各資産管理会社において資金提供者から本株式の払込のための資金を募るというファンド類似のスキームをとることで、錢 銀氏の個人的なつながりの中で当社の事業の将来性を見込んだ資金提供者からより広く多額の資金を集めることにあります。なお、本資金調達により、当社の事業を拡大し企業価値の向上を実現することで、各資産管理会社が保有する当社株式の価値が増加し、一定の中長期的な期間が経過した後に当該株式を売却する等の方法により資金提供者の利益に資するスキームとなっております。各資産管理会社について任意組合や合同会社ではなく株式会社の形態で組成しているのは、錢 銀氏が各資産管理会社の議決権の過半数を保有することで、実質的に錢 銀氏が本株式を保有していることと類似の効果が期待でき、各資産管理会社に対する資金提供者からの当社の経営に対する影響力を抑えることで、当社の経営の安定を図るためです。また、複数の資産管理会社として組成しているのは、各資金提供者ごとに資産管理会社を区分することにより、①資産状況などを各資産管理会社単位で把握することが可能であること、②当社の代表取締役社長の錢 銀氏が各資産管理会社の議決権の過半数を保有することでの2点が理由となります。したがって、各割当予定先（株式）は割当予定先として適切であると判断しております。

### ②本新株予約権

株式会社SYは、当社の代表取締役社長である錢 銀氏の資産管理会社であります。錢 銀氏は、当社の代表取締役社長であり、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは、今後も同氏による中長期的な経営支援・事業支援が期待でき、同氏による経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えております。また、当面の資金は本株式による調達予定額で充当できるものの、以降も継続的に投資を実行するために、当該新株予約権による資金調達が必要であると考えております。したがって、割当予定先（新株予約権）は割当予定先として適切であると判断しております。錢 銀氏個人ではなく錢 銀氏の資産管理会社に割り当てることとした理由は、本「(2) 割当予定先を選定した理由 ①本株式」に記載のとおりです。

## (3) 譲渡制限及び割当予定先の保有方針

### ①本株式

本株式について、各割当予定先（株式）からは、原則として中長期保有の方針である旨を確認しておりますが、当社と各割当予定先（株式）との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、佐藤 裕介氏を除く各割当予定先（株式）は借入金を本株式の払込資金の原資の一部としており、佐藤 裕介氏を除く各割当予定先（株式）は当該借入金の返済及び当該借入金の利息の支払いの資金に充てるために本株式を売却する見込みです。当該借入金及び当該借入金の利息はいずれも元利一括返済となっており、返済期日は本資金調達の支出予定時期以降に設定されております。なお、株価の下落等により本株式を売却しても当該借入金及び当該借入金の利息を返済できない場合は、佐藤 裕介氏を除く各割当予定先（株式）の支配株主である錢 銀氏が自己資金等により返済を行う予定です。

なお、当社は、各割当予定先（株式）が発行日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## ②本新株予約権

割当予定先（新株予約権）は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先（新株予約権）からは、原則として中長期保有の方針である旨を確認しておりますが、当社と割当予定先（新株予約権）との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、「（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、割当予定先（新株予約権）は借入金を本新株予約権の行使に必要な資金の原資の一部としており、割当予定先（新株予約権）は当該借入金の返済及び当該借入金の利息の支払いの資金に充てるために本新株予約権の行使により交付される当社普通株式が売却する見込みです。当該借入金及び当該借入金の利息は元利一括返済とする予定であり、返済期日は本資金調達の支出予定時期以降に設定される予定です。なお、株価の下落等により本株式を売却しても当該借入金及び当該借入金の利息を返済できない場合は、割当予定先（新株予約権）の支配株主である銭 銀氏が自己資金等により返済を行う予定です。

## （４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

### ①本株式

#### (i) 株式会社QK

株式会社QKの払込資金の原資は、自己資金及び同社の株主である株式会社ヴェリスからの長期借入金５億円であり、当該借入金については、本株式の払込資金に充当することを株式会社QKからの書面により確認しています。また、当社は株式会社QKの預金通帳により、同社による払込みに必要な財産の存在を確認しております。なお、当該長期借入金の返済期日は本資金調達の支出予定時期以降に設定されており、本株式を担保として借入れを行うものではありません。

#### (ii) 株式会社SK

株式会社SKの払込資金の原資は、自己資金及び同社の株主である銭 銀氏からの長期借入金２.８億円と株式会社P S Yからの長期借入金１億円です。当該借入金については、本株式の払込資金に充当することを株式会社SKからの書面により確認しています。本書の日付時点においては、銭 銀氏が同社に対する貸付金相当額の金銭を保有していないため、銭 銀氏による同社に対する貸付けは実行されておりません。銭 銀氏による同社に対する貸付けの原資は銭 銀氏による金融機関からの借入金であり、払込期日までに銭 銀氏が保有する当社の普通株式を担保として借り入れられる予定です。銭 銀氏の信用力に依拠しない、いわゆる証券担保融資であり、当該金融機関より銭 銀氏に対する、上記貸付金相当額の貸付けを行う意向を口頭で確認しているため、銭 銀氏による同社に対する貸付金の確保、ひいては同社による払込資金の確保が見込まれると考えております。加えて、当社は株式会社SKの預金通帳を確認しており、当該預金及び借入金により同社による払込みに必要な財産が確保できるものと判断しております。なお、当該銭 銀氏及び株式会社P S Yからの長期借入金の返済期日はいずれも本資金調達の支出予定時期以降に設定されております。また、銭 銀氏及び株式会社P S Yからの借入金は、本株式を担保として借入れを行うものではありません。

#### (iii) 佐藤裕介氏

佐藤裕介氏の払込資金の原資は、自己資金であり、当社は証券会社のWEBサイトの同氏の残高照会の写しにより、同氏による払込みに必要な財産の存在を確認しております。なお、確認した財産はすぐに金銭に換金可能な財産であり、当該財産を本件払込みに用いる旨は同氏へのヒアリングにより確認しております。

## ②本新株予約権

株式会社SYの払込資金の原資は、自己資金及び同社の株主である銭 銀氏からの長期借入金３０万円であり、当該借入金については、本新株予約権の払込資金に充当することを同社からの書面により確認しています。また、当社は株式会社SYの預金通帳により、同社により払込みに必要な財産の存在を確認しております。本新株予約権の行使に係る資金としては、

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

銭 舘氏及び株式会社 Y&N Brothersからのヒアリングにより株式会社 Y&N Brothersから適宜借入れを実施しながら調達していく見込みであることを確認しており、また、本第三者割当契約（新株予約権）において、割当予定先（新株予約権）が、本新株予約権の行使に必要な資金を調達するため、最大限の努力を行う旨が規定されています。なお、当該株式会社Y&N Brothersからの長期借入金の返済期日は本資金調達の支出予定時期以降に設定される予定です。

（５）株券貸借に関する契約  
該当事項はありません。

（６）その他

当社は、割当予定先（新株予約権）との間で、本第三者割当契約（新株予約権）において、上記「２．募集の目的及び理由 （２）本新株予約権の商品性」及び上記「１．募集の概要 ②本新株予約権 （８）譲渡制限及び行使数量制限の内容 ①新株予約権の譲渡制限」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項乃至第５項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先（新株予約権）に行わせません。また、割当予定先（新株予約権）及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う事を合意する予定です。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 7. 大株主及び持株比率

募集前 (2018年9月30日現在)		募集後	
銭鋳	29.00%	銭鋳	27.24%
鈴木貴明	29.00%	鈴木貴明	27.24%
山田理恵	1.41%	株式会社QK	2.43%
柏谷泰行	1.24%	株式会社SK	1.85%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT	1.14%	株式会社SY	1.46%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1.11%	山田理恵	1.32%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1.04%	佐藤裕介	1.22%
佐藤裕介	0.94%	柏谷泰行	1.16%
野村証券株式会社	0.86%	CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT	1.07%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	0.75%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1.04%

(注) 2018年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

## 8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大及び収益の向上に寄与するものと考えております。

今回の資金調達による2019年9月期当社業績に与える影響は、軽微であります。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式及び本新株予約権の発行は、①本株式の発行により交付される普通株式に係る議決権数と本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数の合計を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績(単位:千円)

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
連結売上高	5,585,904	5,577,828	4,874,367
連結営業利益	1,474,188	83,986	△2,532,902
連結経常利益	1,465,324	71,262	△2,571,755
親会社株主に帰属する当期純利益	1,087,927	△35,763	△2,651,080
1株当たり連結当期純利益(円)	88.29	△2.72	△197.25
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	195.64	302.64	165.46

(注) 当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、2016年9月期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産金額を算出しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2018年12月10日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,676,400株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数の総数	2,774,100株	20.28%
下限値の行使価額における潜在株式数の総数	－株	－%
上限値の行使価額における潜在株式数の総数	－株	－株

(注) 上記潜在株式数は、第14回乃至第16回新株予約権及び当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
始 値	1,090円	1,207円	1,950円
高 値	2,133円	6,340円	3,400円
安 値	663円	1,143円	1,302円
終 値	1,198円	1,948円	1,563円

(注) 2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことを踏まえ、2016年9月期の期首に当該分割が行われたと仮定して当該数値を算出しております。

②最近6か月間の状況

	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	1,420円	1,568円	1,620円	1,530円	1,270円	1,580円
高 値	1,615円	1,664円	1,647円	1,533円	1,613円	1,599円
安 値	1,315円	1,366円	1,405円	1,117円	1,203円	1,388円
終 値	1,550円	1,600円	1,563円	1,240円	1,580円	1,411円

(注) 2018年12月の株価については、2018年12月7日現在で表示しております。

③発行決議前営業日における株価

	2018年12月7日現在
始 値	1,411円
高 値	1,434円
安 値	1,395円
終 値	1,411円

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による第14回～第16回新株予約権の発行

割当日	2018年3月22日
発行新株予約権数	17,000個 第14回新株予約権 10,000個 第15回新株予約権 3,500個 第16回新株予約権 3,500個
発行価額	総額12,061,500円 第14回新株予約権 1個当たり790円 第15回新株予約権 1個当たり677円 第16回新株予約権 1個当たり512円
発行時における調達 予定資金の額 (差引手取概算額)	7,242,161,500円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における 発行済株式数	13,415,200株
当該募集による 潜在株式数	1,700,000株 第14回新株予約権 1,000,000株 第15回新株予約権 350,000株 第16回新株予約権 350,000株 第14回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は1,525円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,000,000株です。 また、第16回新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正 選択権の行使を決議した場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使 価額修正条項が適用された場合の下限行使価額は7,000円ですが、下限行使価額に おいても、潜在株式数は350,000株です。
現時点における 行使状況	行使済株式数：125,000株 第14回新株予約権 125,000株 第15回新株予約権 0株 第16回新株予約権 0株
現時点における 潜在株式数	1,575,000株
現時点における調達 した資金の額 (差引手取概算額)	211,732,449円 ※新株予約権の払込金額の総額及び行使済分の出資された財産の価格の合計から 発行諸費用を除いた額
発行時における 当初の資金使途	①Virtual Live Platform「INSPIX」開発・運営のための国内・海外における人材 採用等に係る人件費、海外拠点立ち上げ・専用スタジオ建設等のコンテンツ拡充 の投資、ユーザー集客のための広告宣伝費等 ②コミュニティ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費
発行時における 支出予定時期	2018年3月～2021年3月
現時点における 充当状況	当初の資金使途の一部に充当しております。

②第三者割当による第8回～第10回新株予約権（行使価額選択権付）の発行

割当日	2016年6月2日
-----	-----------

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表  
文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

発行新株予約権数	6,200 個 第8回新株予約権 1,550 個 第9回新株予約権 2,170 個 第10回新株予約権 2,480 個
発行価額	総額1,423,210 円 第8回新株予約権 1 個当たり 469 円 第9回新株予約権 1 個当たり 202 円 第10回新株予約権 1 個当たり 104 円
発行時における調達 予定資金の額 (差引手取概算額)	4,314,923,210 円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
募集時における 発行済株式数	12,403,000 株
当該募集による 潜在株式数	1,240,000 株 第8回新株予約権 310,000 株 第9回新株予約権 434,000 株 第10回新株予約権 496,000 株 上限行使価額はありませぬ。 また、第8回及び第9回新株予約権には下限行使価額はありませぬ。第10回新株 予約権は、下限行使価額においても潜在株式数は496,000 株です。
現時点における 行使状況	行使済株式数：744,000 株 第8回新株予約権 310,000 株 第9回新株予約権 434,000 株 第10回新株予約権 0 株 第8回及び第9回新株予約権は行使完了しております。
現時点における 潜在株式数	0 株
現時点における調達 した資金の額 (差引手取概算額)	1,834,923,210 円 ※新株予約権の払込金額の総額及び行使済分の出資された財産の価格の合計から 発行諸費用を除いた額
発行時における 当初の資金使途	①スマートフォン向けアプリ事業拡大のためのエンジニア等の人材の採用・育成等 に係る人件費等 ②無料ネイティブアプリ事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費 ③ネイティブソーシャルゲーム事業に係るユーザー集客のための広告宣伝費
発行時における 支出予定時期	2016 年 6 月～2018 年 9 月
現時点における 充当状況	当初の資金使途の一部に充当しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表  
文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 株式会社イグニス

### 新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 673,200 株

2. 募集株式の払込金額

1 株当たり 1,411 円

3. 払込金額の総額

949,885,200 円

4. 申 込 期 日

2018 年 12 月 26 日

5. 払 込 期 日

2018 年 12 月 26 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：475,279,200 円

増加する資本準備金の額：474,606,000 円

7. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下に記載する者に、それぞれ以下に記載する株数を割り当てる。

株 式 会 社 Q K 354,300 株

株 式 会 社 S K 269,300 株

佐 藤 裕 介 49,600 株

8. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 青山支店

9. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 株式会社イグニス

## 第18回新株予約権

## 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社イグニス第18回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間  
2018年12月26日
3. 割当日  
2018年12月26日
4. 払込期日  
2018年12月26日
5. 募集の方法  
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を株式会社SYに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式212,600株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
2,126個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金25円（本新株予約権の目的である株式1株当たり0.25円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,411円とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 10. 行使価額の修正

第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に相当する金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 988 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行} \cdot \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{処分株式数} & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行株} & + & \\ & & \text{式数} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \\ & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{時価}} & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
2018年12月27日から2019年12月26日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
  - (3) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金25円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2018年12月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
19. 行使請求受付場所  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
20. 払込取扱場所  
株式会社みずほ銀行 青山支店
21. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。